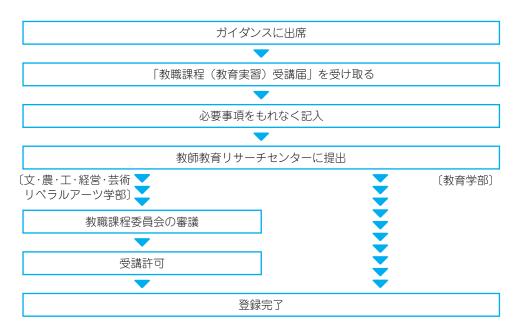
## (教職課程の受講

教育職員免許状を在学中に取得するためには、教職課程を受講する必要があります。教職課 程の受講を登録するには、第1~2セメスターに行われるガイダンスに出席し、所定の期間内 に手続きをしなければなりません。

## 登録の手順(1年次)



\* 「受講届」の提出期限は、ガイダンス等で指示します。

## 教職課程の登録にあたって

- (1) 教職に就く強い意志をもって、教職課程の受講をすすめていきます。
- (2) 連絡先・希望免許状等の届出事項に変更があった場合は、すみやかに教師教育リサーチ センターに届け出ます。
- (3) 掲示等の連絡事項に細心の注意を払い、手続き等をもれなく行います。
- 上記の事項が守れなかった場合、教育職員免許状が取得できなくても異議はありません。

教職課程の受講取消は、原則として認めません。ただし、審議により取消理由が妥当と認められた場合に限り、 「教職課程(教育実習)受講取消届」の提出を認め、所定の期間内に許可します。

\*農学部教職コースでは免許状の取得が卒業要件となるため注意が必要です。

## ■取り消しの手順

所属学部教職担当教員に 相談し、許可を受ける

教師教育リサーチセンター窓口で 「教職課程(教育実習)受講取消届」を受け取る

必要事項を もれなく記入

取消届の所定欄に 教職担当教員の承認印を受ける

教師教育リサーチセンター に提出

₽ 取消完了

※提出しないと、教育実習受講料が請求されますので注意してください。